

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第99回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年6月23日（月）16：01～16：46

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、
滝澤 光正、巽 智彦、三浦 佳子、若林 亜理砂

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

（情報流通行政局郵政行政部）

牛山 智弘（郵政行政部長）、柳迫 泰宏（信書便事業課長）、
青木 勇司（郵便課国際企画室長）

（事務局）

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

（2）諮問事項

ア 万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可【諮問第1266号】

イ 特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可及び信書便管理規程の設定
の許可【諮問第1267号～1269号】

開 会

○事務局（石井） それでは、時間となりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第99回を開催いたします。

本日は、5月17日に任命されてから初めての会合でございますので、皆様の互選により分科会会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。本日は委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、分科会会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会会長は委員の互選により選任する旨を定めていますが、どなたか御推薦等がございますでしょうか。

では、滝澤先生。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。滝澤でございます。

ただいま分科会長の推薦ということでございましたけれども、委員の皆様方それぞれ御見識のある方ではいらっしゃいますが、前期の郵政行政分科会で分科会長をされており、また、郵政行政について高い御見識をお持ちでいらっしゃる佐々木先生が適任であると考えますので、私から佐々木先生を御推薦申し上げます。

以上です。

○事務局（石井） ありがとうございます。ただいま滝澤委員から、佐々木委員を分科会会長にとの御推薦がありました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（石井） 佐々木委員、よろしゅうございますか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○事務局（石井） ありがとうございます。

それでは、佐々木委員を郵政行政分科会会長に選任することとし、この後の議事の進行は佐々木分科会会長をお願いしたいと思います。

それでは、進行をお願いいたします。

○佐々木分科会長 明治学院大学の佐々木でございます。ただいま分科会長に選任されましたので、一言御挨拶いたします。

前期もお世話になりました、ありがとうございます。当分科会で審議するものは、郵政事業及び信書便事業などがございますが、いずれも国民生活を支える大変重要なものです。今後とも当分科会の役割はますます重要になってくるものと思われまますので、委員の皆様方、関係の皆様方の御支援、御協力を賜り、円滑な審議会運営を図ってまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、私が分科会長として審議会を主催できない場合の代行をお願いする、分科会長代理を決めておきたいと思います。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政

審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することとなっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。

分科会長代理には、名古屋大学未来社会創造機構モビリティ社会研究所ディレクター、特任教授であられる谷川委員にお願いしたいと思っておりますが、お受けいただけますでしょうか。

○谷川委員 謹んでお引き受けしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、谷川分科会長代理から、一言御挨拶をお願いいたします。

○谷川分科会長代理 前年度に引き続きまして、佐々木分科会長の補佐をして、また皆さんの御協力をいただきながら、的確な審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 よろしくお願いたします。

それでは、ウェブ審議を開催していますことから、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は諮問事項2件でございます。初めに、諮問第1266号「万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可」について、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○青木郵便課国際企画室長 佐々木分科会長から御案内いただきました、諮問第1266号「万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可」につきまして、国際企画室長の青木から御説明させていただきます。

資料99-1の参考1を御覧ください。本日御説明いただきます認可申請事項は、国内ではなく、国際郵便における物品を包有する通常郵便物に係る書留の廃止、金銭または書類以外の貴重品の小形包装物による取扱いの廃止、放射性物質及び伝染性物質の取扱いの廃止、通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズの変更、国際特定記録郵便（国際eパケットライト郵便物）の調査請求対象国の限定になります。

まず、参考2を御覧ください。認可の申請事項のうち、国際郵便における物品を包有する通常郵便物に係る書留の廃止について御説明させていただきます。

現在日本郵便が提供する書留とは、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱い中において、その郵便物を亡失し、盗取され、または損傷した場合において、一定の額を限度として賠償請求をするサービスとなります。こちらに関連しまして、2023年10月、万国郵便連合、UPUと呼ばれる国連の郵便に関する専門機関において、2025年12月31日、本年末をもちまして、物品を包有する通常郵便物に係る書留を廃止する万国郵便条約の改正が行われました。これは、電子商取引の増加に伴って、世界的に取扱いが増加している小形包装物について、対面署名を不要とするニーズが非常に高まったことを受けて改正されたものになります。

それを受けまして、日本郵便の国際郵便の郵便サービスのうち、小形包装物及び物品を包有する盲人用郵便物の書留については、2025年12月31日をもってその取扱いを廃止するという内容の認可申請を承っております。小形包装物とは、EMSや小包より料金が低い小形の物品を含む郵便物でありまして、その書留廃止後については、追跡が必要な方は国際特定記録郵便、署名及び補償についても必要な方には、国際小包及びEMSを利用することで代替発送することができます。物品を包有する盲人用郵便物とは、点字用具や盲人用腕時計などを包有する、盲人または指定を受けた施設が送付する特定の郵便物であります。その書留の利用実績は、2014年以降ほぼないという状況になります。

また、併せて書留の廃止に伴って、書留とされた小形包装物によって取り扱っている金銭以外の貴重品、また、放射性物質及び伝染性物質の取扱いも廃止するという内容の認可申請を承っております。また、金銭以外の貴重品の小形包装物については、現在書留とする小形包装物及び保険付とする国際小包によって送付可能となっております。今回小形包装物に係る書留の廃止の後には、引き続き、もう一方の保険付とする国際小包を利用することができます。放射性物質及び伝染性物質については、現在書留とする小形包装物によってのみ送付可能となっております。放射性物質の取扱国は8か国、伝染性物質の取扱国は13か国と少なく、2014年以降の利用実績はほぼないという状況になっております。

以上が、物品を包有する通常郵便物に係る書留の廃止に関する説明となります。

続きまして、参考3を御覧ください。次に、国際郵便における通常郵便物及び小形郵便物の巻物体の最小サイズの変更について御説明させていただきます。

UPUにおいて万国郵便条約施行規則が改正されたことによって、通常郵便物及び小包郵便物の巻物体の最小サイズが変更されたことを受け、その変更内容を約款の規定に反映する認可申請を承っております。具体的な変更内容については、資料の記載のとおりになります。

変更前の最小サイズはこちらになりますけれども、非常に小さく、利用は実質的には想定されておらず、万一差し出された場合にも、適切な大きさの封筒に入れることによって郵便料金の変更なく取り扱うことができました。

続きまして、参考4を御覧ください。最後に、国際特定記録郵便の調査請求対象国の限定について御説明させていただきます。

調査請求とは、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物、または国際特定記録郵便とする郵便物の不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合には、郵便物の差出人または受取人の請求によって、郵便物の取扱いについて調査できるというようなものになります。こちらについては、約款変更は名宛国における国際特定記録郵便（国際e パケットライト）に係る調査請求の対応が万国郵便条約上の義務業務とされていないことを踏まえて、調査請求への対応を行わない国を調査請求の対象から除外できるというようにするものでございます。対応を行わない国を顧客にあらかじめ示すことで、サービスの透明度を上げることを目的としております。日本郵便は、小形包装物の書留の廃止後に、代替発送手段、方法として、国際e パケットライ

トの利用を想定しております。日本郵便は、国際eパケットライトを現在40か国で取り扱っておりますが、2026年1月1日、来年の1月1日に取扱国を拡大予定でございます。拡大対象国が条約上義務業務でない調査請求を実施しない可能性があることから、今回、小形包装物の書留の廃止と同時に、国際特定記録郵便に係る調査請求に関する変更も予定しております。

以上についての認可申請を承っておりますが、国際郵便約款につきましては、郵便法第68条第2項が要件となっております。資料99-1の別紙2-1から別紙2-4に法令に基づいた審査結果を記載させていただいておりますが、法令で求められている事項が全て国際郵便約款に適正かつ明確に反映されており、全ての者に対して適用される改正内容であって、特定の者に対して何ら不当な差別的取扱いを行うものではなく、適切な申請内容であると認識しております。

以上、委員の皆様にご覧させていただきます。御答申をいただきたく存じます。以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは皆様、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうに書き込んでいただければと思います。発言があるという旨を書き込んでいただければと思います。

ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。この国際ということもついているんですが、書留の定義といいますか、これは書留というのは、記録をするということと、あと送付に関しての補償とかも含まれているということでしょうか。

○青木郵便課国際企画室長 そのとおりでございます。書留のサービスというのは、郵便物の引受け及び配達を記録し、万が一郵便物が壊れたり、届かなかった場合に、一定の損害賠償額の範囲内で実損害を賠償するというサービスになります。

○佐々木分科会長 分かりました。ありがとうございます。

皆様からはいかがでしょうか。

特にほかに御意見等ございませんようでしたら、諮問第1266号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのとおり答申することといたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、諮問第1267号から1269号「特定信書便事業の許可」「信書便約款の変更の認可」及び「信書便管理規程の設定の認可」に移ります。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本議題の審議は非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○事務局(石井) 会長、非公開の処理ができましたので、お願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、こちらに関して、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○柳迫信書便事業課長 総務省信書便事業課長の柳迫でございます。それでは、諮問第1267号の「特定信書便事業の許可」、第1268号の「信書便約款の変更の認可」並びに第1269号の「信書便管理規程の設定の認可」の3件について説明させていただきます。これらの許認可について御審議いただきたいと思っております。

それでは、まず諮問第1267号「特定信書便事業の許可」について、資料99-2を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、1ページが諮問書でございます。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者11者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に掲げる基準に適合していることから、許可することといたしたく、諮問させていただくものでございます。

別紙1の横長の資料を御覧ください。おめくりいただきまして、3ページに、今回、新規参入を希望して特定信書便事業の許可を申請した者と、その提供サービスの概要がございます。今回の許可申請者は、1番の大志物流株式会社、2番の埼玉トヨペットホールディングス株式会社、3番のダイヤリックス株式会社、4番の東亜物流株式会社、5番の大興商事株式会社、6番の株式会社埼京通商、7番の株式会社清晃企画、8番の有限会社日本テクノカーゴ、9番の有限会社大豊陸送、10番の化成フロンティアサービス株式会社、そして11番の赤帽熊本県軽自動車運送協同組合の11者でございます。

これらの申請者が現在営んでいる主な事業を記載しておりますが、いずれの申請者も貨物運送業となっております。なお、前提としまして、特定信書便事業が提供できる役務としましては、信書便法第2条第7項、こちらに第1号から第3号まで定める役務がございます。1号役務は、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、また、今回は申請がありませんが、2号役務は信書便物を引き受けてから3時間以内に配達する役務、3号役務は料金が800円を超える役務と御理解いただければと思います。提供するサービスとしては、8番の有限会社日本テクノカーゴを除いた申請者は1号役務を提供することとしており、8番の有限会社日本テクノカーゴ及び11番の赤帽熊本県軽自動車運送協同組合については、3号役務を提供予定となっております。

申請者の事業の概要は以上でございます。次ページ以降では、信書便法第31条に規定する3つの許可基準について、引き続き説明させていただきます。今般の特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要は、別紙2の8ページから9ページのとおりです。許可基準の1点目として、「事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであること」が求められており、これを判断するために、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。これについて役務ごとにまとめたものが、別紙1の4ページの表となっており、いずれの申請についても、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受け、配達す

ることとしており、信書便物の秘密を保護するため適切なものであると認められます。

続きまして、許可基準の2点目が、「その事業の遂行上適切な計画を有するものであること」でございます。ここでは、ある程度継続的に事業を営む見込みがある者として、事業開始時及びその翌年度までの間について事業収支見積書を算出することなどを求めており、事業収支見積りの算出が適正かつ明確であることが審査基準の1つとなっております。

5ページでは、事業者において、顧客へのヒアリングや需要調査を基に、利用の見込通数を算出し、サービス予定単価を乗じた額や契約見込者との間で予定する契約見込額を考慮して、信書便事業の見込収入を算出したものでございます。

この事業見込収入を踏まえて、6ページでは収支と利益をまとめまして、いずれも事業開始当初の事業年度と翌事業年度の2か年分を提出していただいております。信書便事業支出については、項目ごとに積み上げ、または兼業する事業との按分による額によって算出しております。信書便事業収入から信書便事業支出を引いた信書便事業としての営業利益は、表の右から2列目になりますけれども、いずれも事業収支には特段の問題はなく、妥当なものと判断させていただいております。

また、その他の事業に係る収益を含めた事業者全体の利益は、当期純利益として記載しており、こちらも特段の問題はなく見込まれているところでございます。

許可基準2点目の、「その事業の遂行上適切な計画を有するものであること」のもう一つの審査基準として、役務内容が法に適合していることについても審査しており、いずれの申請についても、1号役務としてのサイズは73センチメートルを超え、または重量が4キログラムを超えるものとなっております。また、3号役務については、その料金が800円を超えるものとなっております。法の規定に適合していると認められます。

以上の審査結果により、事業の遂行上適切な計画を有するものであると認められるものでございます。

最後、許可基準の3点目は、「その事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること」として、資金計画及び必要な行政庁の許可等について審査しております。

資金計画については、7ページに、申請者ごとに信書便事業の開始に要する資金、直近決算年度における現金預金の額、そして純資産の額を記載しており、事業開始に要する資金は、具体的には人件費の2か月分、それから地代家賃の1年分などを合計した金額としております。このうち、申請のあった11者全てについて、直近決算年度における現金預金の額が事業開始に要する資金の額を上回っております。また、11者のうち■■■■については、純資産の額についても、事業開始に要する資金の額を上回っております。なお、残りの■■■■についても、注3に記載のとおり、主たる事業である貨物運送事業における営業利益及び当期純利益が確保される見込みであり、現金預金の額が事業開始に要する資金の額を上回っていることを踏まえ、事業開始に要する資金を有する者と認められるとしております。

また、別紙2の9ページのとおり、行政庁の許可については、いずれの申請者も信書便事業に使用する車両の種類に応じ、一般貨物自動車運送事業の許可、または貨物軽自動車運送事業の届出、あるいはその両方を取得していることを確認しており、事業を的確に遂行するに足る能力を有するものと認められます。

加えて、いずれの申請者についても、信書便法第34条において準用する第8条に規定する、「直近2年以内に法令違反の処分を受けた者」といった欠格事由には該当していないことを確認しております。

以上より、各者とも信書便法に掲げる許可の基準に適合していると認められることから、特定信書便事業の許可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、資料99-3、諮問第1268号「信書便約款の変更の認可」について説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページが諮問書でございます。信書便法第33条第1項の規定において、特定信書便事業者は信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされており、これを変更する場合も、総務大臣の認可が必要となっております。今般、平成19年に事業許可を受けた赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合から、信書便約款の変更について申請があったことから、変更の認可について御審議いただくものでございます。

なお、先ほど御説明した、今回新たに特定信書便事業の許可申請をした11者については、標準信書便約款を適用することとしているため、約款に係る認可は不要となっております。

2ページから3ページまでの別紙1が変更認可申請の概要でございます。今般の変更申請は、平成27年に標準信書便約款を制定した際に盛り込まれた延滞料の規定を標準信書便約款の記載に合わせて追加することや、今般の変更の機会を捉え、提供区域、料金表等の掲示方法について、昨年行った標準信書便約款の改正に合わせて、ウェブサイトへの掲載を追加することとしております。

別紙2は、以上の審査結果をまとめているものであり、いずれの変更部分についても適正かつ明確に定められており、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないと認められるため、認可の基準に適合していると認められるところでございます。

続きまして、資料99-4、諮問第1269号「信書便管理規程の設定の認可」について説明させていただきます。

信書便法第34条で準用する同法第22条第1項の規定において、特定信書便事業者は、その取扱い中に係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

1ページが諮問書で、今回の特定信書便事業の許可申請者11者については、信書便管理規程の設定の認可も必要であるため、御審議いただくものでございます。

別紙1の2ページから3ページまでが、信書便管理規程の設定の認可申請の概要

ので、ぜひよろしくお願いたします。

○柳迫信書便事業課長 佐々木分科会長、ありがとうございます。分科会長御指摘のとおり、これまで許可した後のモニタリングについての御意見を多くの委員の先生方から頂戴しておりますので、やはり申請時に出てきた数字というのが許可した後どうなっているのか、その要因分析も含めてしっかり整理するとともに、既存の事業者についても、事業環境が変化する中で、この数字がどう変わっているのかをモニタリングした上で、こちらについても、数字の変動が大きかった事業者については要因分析をした上で、その傾向をまとめまして、郵政行政分科会に報告させていただきたいと考えております。引き続きよろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 どうもありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

○三浦委員 よろしいでしょうか。三浦でございます。

○佐々木分科会長 はい、どうぞ。三浦委員、お願いたします。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。今、分科会長もおっしゃっていたとおり、意見を取り入れていただけてよかったと思っています。

参考4にございます、自主点検の報告があった後、確認検査を行うとしていただき安心しましたが、この確認検査自体をされる方というのはどういう方で、何人ぐらいなのか、もし具体的に、こんな形できちんと自主点検報告の確認検査をしているという御説明があればお願したいなと思っています。新たなことなのでお願したいのですが、いかがでしょうか。

○柳迫信書便事業課長 三浦先生、ありがとうございます。この事後の検査につきましては、総務省のほうで毎年度検査方針というのをつくってございまして、実際どういったことを検査するかというのは内規で定めているところでございます。

こちらにつきましては、これまでも各総合通信局の信書便担当の職員が検査をしているところでございます。人数の規模は、信書便監理室長をトップにして、その下に総合通信局等の規模に応じて一、二名ぐらいの体制でございまして。そういった中で、総合通信局等の管轄の事業者数の差はありますが、自主点検報告も3年程度に1回ということですので、年度ごとに対象となる自主点検報告の対象事業者を決めて、その自主点検報告の結果に基づいて、業務が適正になされているかを確認検査としてしっかりと確認していきたいと、そういうものでございます。

また、これまでも事実上、自主点検報告の確認行為はされていたと思いますが、今回これを通達上も確認検査と位置づけることによって、検査職員には検査として自覚を持って取り組んでいただけるという効果があると考えているところでございます。

以上でございます。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。当然、記録として文書化して残すという認識でよろしいですね。

○柳迫信書便事業課長 そうです。提出していただいた書類を検査項目に従ってしっかり確認検査をしていくというものでございます。

○三浦委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 それでは、ほかの、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。我々の長年の希望をかなえていただいて、どうもありがとうございます。その上で質問ですが、今回モニタリングとか、自主点検報告の確認というのはとてもよいことだと思いますが、これは通達を出すことに加えて、ホームページを通じて今後総務省はこういうふうにはチェックしていきますよといったことを対外的に公表される予定はあるのでしょうか。

○柳迫信書便事業課長 実積先生、ありがとうございます。基本的には検査の内容についても、こういうモニタリングのことについても、しっかりと通達の中で位置づけて実施するものでございます。こちらにつきましても、この通達の内容というのが、事業者の活動にも影響がございますので、この通達の内容については説明会等により周知しているところでございまして、一定の透明性を確保しているところでございます。

○実積委員 分かりました。郵便事業、信書便事業というのは国民生活に直結するところですので、総務省がきちんと担保というか、事後チェックもして安定的な提供に努めているということはぜひ宣伝していただいたほうが、総務省施策のイメージアップというだけではなくて、事業者のほうにも一定の規律として機能することが期待できます。そのため、ちゃんと見ているんだよということを広く国民に向けて公表していただけたらと思いました。

以上です。

○柳迫信書便事業課長 ありがとうございます。今回の通達の改正については信書便事業者や信書便事業者協会に対して説明会を開催したりとかしていますので、今後も透明性をしっかり確保した上で信書便行政を運営してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○実積委員 よろしくをお願いします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかに御意見などございますでしょうか。

○若林委員 1点コメントをよろしいでしょうか。若林です。

○佐々木分科会長 はい。若林委員、お願いいたします。

○若林委員 御説明どうもありがとうございました。私は今回から参加をさせていただいているのですが、やはり許可の後どうなっているのかというのは、確かに気になっていたところです。その意味でモニタリングの実施というのはとてもいいなと思いつながりながらお聞きしておりました。特に委託先を含めて、その教育訓練等も対象とするというところがとてもいいんじゃないかと思っております。その分なかなかモニタリングの実施については大変かと思っておりますけれども、この辺も調べていただければなと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○柳迫信書便事業課長 若林先生、ありがとうございます。委託先の教育訓練は、2月の郵政行政分科会において、参考資料として付け加えさせていただきました。

こちらにつきましても、物流の2024年問題などで人手不足というのが顕著になってきておりますので、信書便事業者においても委託が増えてくることが見込まれます。そのため、委託する場合でも信書便物の秘密をどうやって確保するかということが重要になってくると考えております。そういったことも踏まえまして、委託する場合であっても、信書便管理者の選任と信書便物の秘密を確保するための教育訓練がしっかりと実施されることが大事ですので、こちらにつきましても、事後の検査、モニタリングの中でしっかりと確認していきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問などございますでしょうか。

ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問1267号から1269号につきましても、諮問のとおり認可することが適当である旨答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、そのとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から、全体通して何かございますでしょうか。

ありがとうございます。では、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局(石井) 次回の郵政行政分科会は、別途御連絡差し上げますので、皆様方よろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会